

北名古屋市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和8年5月11日

北名古屋市監査委員 吉野修進

8 北 都 第 8 3 号
令和 8 年 4 月 3 0 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市長 太 田 考 則
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について (通知)

令和 8 年 4 月 1 0 日付け 8 北監第 2 0 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<都市整備課>

1 【監査委員意見】

- (1) 歳入の調定にあたっては、歳入によってその性質が一律ではなく、また根拠法令等が異なることから、調定日等の取り扱いが性質や法的根拠等に基づいたものとなるよう、適正性を確認し実施されたい。

2 【措置状況】

- (1) 歳入の調定にあたっては、各歳入項目の性質や根拠法令等を踏まえ、調定日等の適正性を確認し、事務を執行します。

8北下第110号
令和8年4月28日

北名古屋市監査委員 吉野修進様

北名古屋市長 太田考則
(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和8年4月10日付け8北監第20号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<下水道課>

1 【指摘事項】

(1) 庶務事務について

決裁文書の添付書類の一部について、鉛筆により記載されているものがあつた。文書の真正性を担保するため、改ざん等の恐れのない文書作成事務の取り扱いを徹底されたい。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、今後、改ざん等の恐れのない文書作成事務を行います。

3 【監査委員意見】

(1) 未収金債権の管理にあたっては、滞納者及び滞納額の状況の記録が整然となつており、個々の状況の把握が速やかにできることが肝要である。債権回収の実効性を高めるため、記録が一覧等により確認できる状態を構築するなど、一層明確となる方法を検討されたい。

(2) 複数年に渡り事情等を共有する必要のある事案の対応にあたっては、事務担当者の部署異動等により支障を来すことのないよう、その詳細の記録を適切に残すとともに、確実に共有し引き継がれる体制を構築されたい。

(3) 漏水に起因する下水道使用料の減免にあたっては、公平性を担保するため、その適用に際し実態の把握に努められたい。

4 【措置状況】

(1) 受益者負担金及び下水道使用料の滞納状況を速やかに把握できるよう、滞納者及び滞納額の状況一覧等を作成することで、未収金債権の適正な管理事務を行います。

(2) 将来へ引き継ぐべき事項を課内で共有できるよう、申請内容や対応状況等の記録を管理し、事務や事業の進捗に応じて適切に確認できる事務手続きを行います。

(3) 下水道使用料の減免申請の内容を精査するとともに、漏水に起因する下水道への流入状況など詳細を確認することで、減免措置要綱に基づき公正に事務を行います。